

議案第78号

西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年12月1日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西海市国民健康保険税条例（平成17年西海市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第28条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の

前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第34条を第35条とし、第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。  
(出産被保険者に係る届出)

第33条 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
  - (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
  - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の西海市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 新旧対照表

## 西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市国民健康保険税条例</p> <p>平成17年4月1日 西海市条例第58号</p> <p>第1条～第27条（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。</u></p>	<p>西海市国民健康保険税条例</p> <p>平成17年4月1日 西海市条例第58号</p> <p>第1条～第27条（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2（略）</p>

新	旧
<p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12</p>	

新	旧
<p><u>分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>第29条～第32条（略）</p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p>第33条 <u>国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p>	<p>第29条～第32条（略）</p>

新	旧
<p><u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>第34条 (略)</p> <p>第35条 (略)</p>	<p>第34条 (略)</p> <p>第35条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の西海市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

西海市国民健康保険税条例の一部改正

条例規定	改正概要	施行日
<p>第 28 条【国民健康保険税の減額】</p>	<p>○法規定の新設にあわせて新設                      出産する予定の被保険者または出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）について、産前産後期間に係る保険税の所得割及び均等割を免除する規定の整備。</p> <p>産前産後期間の保険税の免除制度について、出産被保険者は、産前産後期間に働くことができなくなり世帯の所得が減少すること、厚生年金や国民年金等ではすでに免除制度があることを踏まえ創設。</p> <p>①免除期間                      出産被保険者の出産予定月の前月（双子などの多胎妊娠の場合は 3 ヶ月前）から出産予定月の翌々月までの期間。                      ・単胎妊娠の場合：出産予定月の前月から 4 ヶ月間。                      ・多胎妊娠の場合：出産予定月の 3 ヶ月前から 6 ヶ月間。                      ※議案第 78 号関係資料（その 3）参照。</p> <p>②免除額の算定方法                      ※議案第 78 号関係資料（その 4）参照。</p> <p>③免除相当額の支援                      公費負担割合：国 1/2、県 1/4、市 1/4（交付税措置）</p> <p>④免除額の年度見込額                      令和 4 年度の出産被保険者の実績から免除額を試算                      ・15 人：約 240,000 円                      ・一人当たり平均額：約 16,000 円</p>	<p>R6.1.1</p>
<p>第 33 条（出産被保険者に係る届出）</p>	<p>○法規定の新設にあわせて新設                      産前産後期間の免除に係る届出について規定。</p> <p>・届出は、出産予定日の 6 月前から行うことができる。                      ・免除を受けるためには、原則として世帯主が市に届ける必要がありますが、届出がない場合であっても、他部局との連携により必要な事実を確認することができれば職権で免除することができる。</p>	

西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

令和5年度（令和6年1月1日施行）										令和6年度									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
1. 施行月前の出産の場合 単胎出産																			
	免除																		
予定月：令和5年11月			免除期間 ←		○	→													
多胎出産の場合	免除																		
	免除期間 ←					○	→												
2. 年度をまたぐ場合 単胎出産																			
	免除																		
予定月：令和6年4月										免除期間 ←		○	→						
多胎出産	免除																		
							免除期間 ←				○	→							
3. 令和6年8月に転出した場合 単胎出産																			
											A市 ←		→ B市		免除				
予定月：令和6年7月											免除期間 ←		○	→ 転出					
多胎出産											A市 ←		→ B市		免除				
										免除期間 ←				○	→ 転出				

○ 出産予定月

## 西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

【均等割】 産前産後期間に係る出産被保険者の均等割額免除額 (単位：円)

項目	均等割額①	軽減区分	軽減額②	軽減後①-②	A	A×1/12	B	妊娠区分	免除月数	C	免除額B×C	
基礎分	24,000	7割軽減	16,800	7,200	600			単胎	4		2,400	
								多胎	6		3,600	
		5割軽減	12,000	12,000	1,000				単胎	4		4,000
									多胎	6		6,000
		2割軽減	4,800	19,200	1,600				単胎	4		6,400
									多胎	6		9,600
軽減なし	0	24,000	2,000				単胎	4		8,000		
多胎							多胎	6		12,000		

項目	均等割額①	軽減区分	軽減額②	軽減後①-②	A	A×1/12	B	妊娠区分	免除月数	C	免除額B×C	
支援分	8,000	7割軽減	5,600	2,400	200			単胎	4		800	
								多胎	6		1,200	
		5割軽減	4,000	4,000	333				単胎	4		1,333
									多胎	6		1,999
		2割軽減	1,600	6,400	533				単胎	4		2,133
									多胎	6		3,199
軽減なし	0	8,000	667				単胎	4		2,666		
多胎							多胎	6		3,999		

項目	均等割額①	軽減区分	軽減額②	軽減後①-②	A	A×1/12	B	妊娠区分	免除月数	C	免除額B×C	
介護分	10,000	7割軽減	7,000	3,000	250			単胎	4		1,000	
								多胎	6		1,500	
		5割軽減	5,000	5,000	417				単胎	4		1,666
									多胎	6		2,499
		2割軽減	2,000	8,000	667				単胎	4		2,666
									多胎	6		3,999
軽減なし	0	10,000	833				単胎	4		3,333		
多胎							多胎	6		4,999		

項目	均等割額①	軽減区分	軽減額②	軽減後①-②	A	A×1/12	B	妊娠区分	免除月数	C	免除額B×C	
合計	42,000	7割軽減	29,400	12,600	1,050			単胎	4		4,200	
								多胎	6		6,300	
		5割軽減	21,000	21,000	1,750				単胎	4		6,999
									多胎	6		10,498
		2割軽減	8,400	33,600	2,800				単胎	4		11,199
									多胎	6		16,798
軽減なし	0	42,000	3,500				単胎	4		13,999		
多胎							多胎	6		20,998		

## 【所得割】

所得割額の1/12の月の額に単胎妊娠の場合は4月分または多胎妊娠は6月分を乗じて得た額。